表題部（土地の表示）	調製	平成１２年５月２４日	不動産番号	３２０３０００３４３２８２
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	佐伯市若宮町		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
３８０６番２	田	７５１	３８０６番から分筆 〔昭和４２年９月１６日〕
余白	宅地	７５１　１７	②③昭和４３年３月５日地目変更 〔昭和４３年１２月１３日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１２年５月２４日
余白	余白	７１６　８４	③錯誤 〔令和６年２月２日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	原イツ持分全部移転	昭和４１年４月７日 第２６７９号	原因　昭和２０年７月２６日遺産相続 共有者　佐伯市３６５２番地 持分２分の１ 原　光　治 順位１番の登記を移記
2	原常蔵持分全部移転	昭和４１年４月７日 第２６８０号	原因　昭和３６年５月３１日相続 共有者　佐伯市３３６４番地 持分２分の１ 原　榮　二　郎 順位２番の登記を移記
3	条件付共有者全員持分全部移転仮登記	昭和４１年４月１８日 第３０９１号	原因　昭和４１年４月１８日売買（条件　農地法第５条の許可） 権利者　佐伯市１６８４番地 宮　本　テ　ル　ヱ 順位３番の登記を移記
	余白	余白	余白
付記１号	３番条件付所有権の移転	昭和４１年４月２２日 第３２６２号	原因　昭和４１年４月２２日売買 権利者　南海部郡蒲江浦大字畑野浦３８８番地の１ 戸　高　勝　平 順位３番付記１号の登記を移記
4	共有者全員持分全部移転	昭和４１年７月２８日 第６００９号	原因　昭和４１年７月２３日売買 所有者　南海部郡蒲江町大字畑野浦４１７番地の２ 戸　高　真　珠　合　資　会　社 順位４番の登記を移記

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	所有権移転	昭和４２年１２月２２日 第９９４１号	原因　昭和４２年１２月２１日売買 所有者　東京都新宿区南元町２３番地 公立学校共済組合 順位５番の登記を移記
6	所有権移転	平成５年１２月１６日 第１２０８０号	原因　平成５年９月１０日売買 所有者　大分県 順位６番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１２年５月２４日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（大分地方法務局佐伯支局管轄）

令和７年２月３日

大分地方法務局　登記官　畠田悟

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｋ４２８７３　（　1／3　）

表題部（土地の表示）	調製	平成１２年５月２４日	不動産番号	３２０３０００３４３３０１
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	佐伯市若宮町		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
３８０８番２	田	７１２		３８０８番から分筆 〔昭和４２年９月１６日〕
余白	宅地	７１２	７２	②③昭和４３年３月５日地目変更 〔昭和４３年１２月１３日〕
余白	余白	余白		昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１２年５月２４日
余白	余白	７２１	６０	③錯誤 〔令和６年２月２日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	原イツ持分全部移転	昭和４１年４月７日 第２６７９号	原因　昭和２０年７月２６日遺産相続 共有者　佐伯市３６５２番地 持分２分の１ 原　光　治 順位１番の登記を移記
2	原常蔵持分全部移転	昭和４１年４月７日 第２６８０号	原因　昭和３６年５月３１日相続 共有者　佐伯市３３６４番地 持分２分の１ 原　榮　二　郎 順位２番の登記を移記
3	共有者全員持分全部条件付所有権移転仮登記	昭和４１年４月１８日 第３０９１号	原因　昭和４１年４月１８日売買（条件　農地法第５条の許可） 権利者　佐伯市１６８４番地 宮　本　テ　ル　ヱ 順位３番の登記を移記
	余白	余白	余白
付記１号	３番条件付所有権の移転	昭和４１年４月２２日 第３２６２号	原因　昭和４１年４月２２日売買 権利者　南海部郡蒲江町大字畑野浦３８８番地の１ 戸　高　勝　平 順位３番付記１号の登記を移記
4	共有者全員持分全部移転	昭和４１年７月２８日 第６００９号	原因　昭和４１年７月２３日売買 所有者　南海部郡蒲江町大字畑野浦４１７番地の２ 戸　高　真　珠　合　資　会　社 順位４番の登記を移記

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	所有権移転	昭和４２年１２月２２日 第９９４１号	原因　昭和４２年１２月２１日売買 所有者　東京都新宿区南元町２３番地 公立学校共済組合 順位５番の登記を移記
6	所有権移転	平成５年１２月１６日 第１２０８０号	原因　平成５年９月１０日売買 所有者　大分県 順位６番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１２年５月２４日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（大分地方法務局佐伯支局管轄）

令和７年２月３日

大分地方法務局　登記官　畠田悟

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｋ４２８７３　（　２／３　）

表題部（主である建物の表示）	調製	平成１２年５月２４日	不動産番号	３２０３０００３４３６０１
所在図番号	余白			
所在	佐伯市若宮町　３８０６番地２、３８０８番地２		余白	
家屋番号	３８０６番２		余白	

①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建	１階　２８０．０９ ２階　２８０．０９ ３階　２８０．０９	昭和４３年９月１０日新築
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１２年５月２４日

表題部（附属建物の表示）

符号	①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	コンクリートブロック造陸屋根平家建	１２．００	余白
2	倉庫	コンクリートブロック造陸屋根平家建	１２．００	余白
3	倉庫	コンクリートブロック造陸屋根平家建	１２．００	余白
4	ポンプガス室	コンクリートブロック造陸屋根・一部スレート葺平家建	１０．６０	余白

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成５年１２月１６日 第１２０８０号	原因　平成５年９月１０日売買 所有者　大分県 順位２番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１２年５月２４日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（大分地方法務局佐伯支局管轄）
令和７年２月３日
大分地方法務局　　登記官　　畠田悟

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｋ４２８７３　（　３／３　）　１／１